

# 許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

更新日：令和5年4月25日

【優先順位の考え方】※優先順位は案件終了に伴い、適宜、繰り上げ等の見直しを図る

- 優先順位1
  - ・許認可が遅れることで外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が定まっている申請
  - ・許認可が遅れることで施設中長期計画に影響がある申請案件
  - ・廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請
- 優先順位2
  - ・外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が現時点で定まっていない申請
- 優先順位3
  - ・上記以外の申請

## 優先順位1

No	拠点	申請	内容	令和4年度			令和5年度												令和6年度									申請（予定）日	許認可期限	許認可期限の理由
				10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
1	大洗研(南)	使用変更許可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MMF・MMF-2 核燃料物質の使用を削除</li> <li>・FMF、AGF、MMF・MMF-2 核燃料物質の使用に係る変更</li> <li>・気象データのリバイス（FMF、MMF・MMF-2、AGF、WDF、IRAF）</li> </ul>	●申請																								令和4年11月18日 令和5年4月28日 補正予定	令和5年5月	<p>★【MMF・MMF-2】</p> <p>・当初、MMF及びMMF-2に係るDIQの変更をIAEAに対して行うため、令和4年度内の許可を希望していたが、補正を行うため、可能な限り早急な許可として5月中の許可を希望する。（規制庁保障措置室とも調整済）</p>
2	原科研	使用変更許可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理特別研究棟 廃止措置の進展のため、解体撤去作業対象の許可からの削除</li> <li>・プルトニウム研究1棟 許可の廃止（プルトニウム研究1棟の核燃料物質の使用を廃止し、施設の廃止に向けた措置を行うため）</li> <li>・第4研究棟 研究ニーズに対応するための変更</li> <li>・FNS棟 使用目的を廃止に向けた措置に関する内容へと変更</li> <li>・BECKY 研究ニーズに対応するための変更</li> <li>・放射性廃棄物処理場 アスファルト固化装置の停止に係る変更</li> <li>・燃料試験施設、ホットラゴ、WASTEF 液体廃棄物の放射性物質の濃度の区分に係る変更</li> </ul>	●申請																							令和4年11月30日 令和5年4月13日補正	令和5年5月	<p>【再処理特別研究棟】</p> <p>・令和5年度の作業手続きのため、令和5年6月までの許可を希望する。</p> <p>★【プルトニウム研究1棟】</p> <p>・令和5年度より廃止に向けた措置の工事に着手するため、令和5年5月までの許可を希望する。</p> <p>★【第4研究棟】</p> <p>・取得する許可に基づく研究を速やかに開始するため、令和5年5月までの許可を希望する。</p> <p>【FNS棟】</p> <p>・令和6年度から廃止に向けた措置を行うため、令和5年度中の許可を希望する。</p> <p>【BECKY、放射性廃棄物処理場、燃料試験施設、ホットラゴ、WASTEF】</p> <p>・出来るだけ早い時期に許可を希望する。（上記に記載の令和5年5月までの許可で問題ない、）</p>	
3	原科研	使用変更許可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物処理場 施設・設備・機器名称を原子炉施設と整合、液体廃棄施設の使用停止の追加及び障害対策書、安全対策書の内容を添付書類に移行</li> <li>・<del>高度環境分析研究棟</del>核燃料物質の化学形の追加、新たな使用室を追加、<del>核燃料物質の取扱い方法の追加</del></li> <li>・共通編 放射性廃棄物処理場の変更に係る気体廃棄物による一般公衆の実効線量の評価の変更</li> </ul>																								令和6年1月	令和6年6月	<p>★【処理場】</p> <p>原子炉施設の新規制基準に係る適合性確認（令和6年10月）を考慮し令和6年6月中旬を希望する。</p> <p>★【高度分析棟】</p> <p><del>新たな研究計画（受託試験）を令和5年第二四半期から開始するため令和5年9月下旬を希望する。</del></p>	

記号：●実績、○予定  
グレー網掛け：終了案件

# 許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

## 優先順位2

No	拠点	申請	内容	令和5年度												令和6年度									申請（予定）日	許認可希望時期	許認可希望時期に関する補足情報			
				10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6				7	8	9
4	核サ研	保安規定変更認可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPF 1F燃料デブリの受入れ、分析に伴う変更等</li> <li>Pu-1 セラミック室 (R-125) に設置されているGBNo.121、122、T-1をMOX取扱い設備に変更</li> <li>Pu-1 燃料要素組立室 (R-120) で使用する設備として、可搬型中性子非破壊測定装置を追加することに伴う変更</li> <li>Pu-1 グローブボックスNo.98のガスクロマトグラフの一部残置の反映</li> <li>Pu-2 粉末調整室 (F-103) に設置されている回収設備 (D-1、D-3、D-5、D-7、D-9、D-11、D-13、D-15、F-1) を解体・撤去を行う設備に変更</li> <li>Pu-2 解体・撤去を行う設備のうちグローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1及びW-6-2の解体・撤去が完了したため、関連する記載の変更</li> <li>Pu-2 残存核燃料物質を安定な保管形態にする処理において、核燃料物質のウラン濃縮度が5.0%以下まで上昇するため、関連する記載の変更</li> <li>Pu-2 グローブボックス解体・撤去等に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管エリアを拡充するため、固体廃棄施設を増設する変更</li> <li>Pu-2 化学分析室 (C-101) に設置されている水素分析装置 (C-12)、蛍光X線分析装置 (C-13) を解体・撤去を行う設備に変更</li> </ul>																								令和5年3月22日	令和5年7月	<p>★【CPF】</p> <p>外部機関からの依頼を受け、CPFにおいて福島原発から試料(デブリ)を受入れて分析を行うため、令和5年7月までの認可を希望したい。</p> <p>(デブリの取り出し状況を考慮しプルセンターに係る組織変更を優先した対応することとしたため、申請時期及び認可希望時期を見直した。)</p>	
5	人形峠	保安規定変更認可申請 (加工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理の有効性評価の明確化等</li> <li>NRの取扱いを行う職位の追加</li> <li>個人線量計の測定に用いる測定装置の管理の変更</li> </ul>																								令和5年3月28日	令和5年9月	★令和5年10月からJAB認定機関による外部被ばく線量の測定に変更するため令和5年9月までの認可を希望する。	
6	人形峠	保安規定変更認可申請 (使用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理の有効性評価の明確化等</li> <li>NRの取扱いを行う職位の追加</li> <li>個人線量計の測定に用いる測定装置の管理の変更</li> </ul>																								令和5年3月28日	令和5年9月	★令和5年10月からJAB認定機関による外部被ばく線量の測定に変更するため令和5年9月までの認可を希望する。	
7	原科研	保安規定変更認可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルト固化装置停止に伴う対応等 (処理場)</li> <li>放射性廃棄物でない廃棄物 (NR)の管理方法の追加</li> <li><del>使用変更許可申請の反映 (BECKY)</del></li> </ul>																								令和5年9月	令和6年1月	<p>★【処理場】</p> <p>アスファルト固化装置の停止に伴い、停止後の管理を適切に実施することに加え、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、令和5年度内に運用を開始するため、認可取得時期として令和6年1月中旬を希望する。</p> <p>【全般 (NR追加)】</p> <p>所内各施設で発生する廃棄物のうち、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を追加する。炉施設で同内容の申請を予定しており、認可の希望時期として炉施設と同時期の令和6年1月中旬を希望する。</p> <p><del>【BECKY】</del></p> <p>出来るだけ早い時期に認可を希望する。(上記に記載の令和5年9月下旬までの認可で問題ない。)</p>	
8	原科研	保安規定変更認可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>原電の防潮堤の設置等に伴う周辺監視区域境界の変更 (第5回)</li> </ul>	申請時期等未定																										★日本原子力発電(株)の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。第5回をもって原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更は完了する。

記号：●実績、○予定  
 グレー網掛け：終了案件

